

1. 営利事業所得税の移転価格に関する調査の対象抽出作業が間もなく行われるため、営利事業者の申告が規定に適合しない場合は直ちに更正が必要(財政部北区国税局-2014/9/30)
2. 営利事業者が保険金を受取る場合、営利事業所得税の申告に収入として含めなければならない(財政部中区国税局-2014/9/24)
3. 営利事業者の顧客への贈与品は、一旦資産に計上してから費用に振替える必要がある(財政部中区国税局-2014/9/16)
4. 営利事業者の年末賞与支給における、費用の期間配分の認定について(財政部中区国税局-2014/9/8)
5. 外国人が我が国に居住し、取得した我が国の源泉所得については、非居住者として源泉徴収すべきか、もしくは居住者として源泉控除すべきか。(財政部台北国税局-2014/10/16)
6. 営利事業者が購入した商品を自社使用に転用する場合、購入原価で費用に振替えなければならない(財政部高雄国税局-2014/10/14)
7. 会社が負担する従業員の健康診断費用は従業員の給与所得とすべきか。(財政部南区国税局-2014/10/2)

公表元	財政部北區国税局
テーマ	営利事業所得税の移転価格に関する調査の対象抽出作業が間もなく行われるため、営利事業者の申告が規定に適合しない場合は直ちに更正が必要
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、移転価格の調査を確実に行うことにより、営利事業者が独立企業間価格に反した取引を行い、我が国の納税義務を回避または減少することを防ぐため、当局は2014年10月1日から管轄内の2013年度移転価格調査の対象抽出作業を行う。営利事業者が関係会社と取引を行っており、その営利事業所得税の確定申告において以下の状況がある場合、優先的に抽出対象とされる：</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、申告の粗利益率、営業利益率及び当期純利益率が同業他社より低い 二、グローバルのグループ全体の利益はプラスであるが、国内の営利事業者の申告が欠損、または申告した利益がグループ内の他の企業より顕著に低い 三、当年度及び過去2年度の連続3年間に申告した損益について、変動が激しい 四、規定の様式により関係会社間取引に関する資料の開示を行っていない、もしくは、移転価格報告書または移転価格報告書の代替文書を準備していない 五、関係会社間の有形資産の移転又は使用、無形資産の移転または使用、役務の提供、資金の使用またはその他取引があるが、対価を受取っていないまたは対価が独立企業間価格原則に適合していない 六、免税または低税率国・地域に設立された関係会社と取引しており、金額が巨

	<p>額または取引が頻繁である</p> <p>七、租税優遇を享受している関係会社と取引しており、金額が巨額または取引が頻繁である</p> <p>八、その他独立企業間価格原則に適合しない取引を行い、納税義務を回避または減少している</p> <p>当局は、営利事業者が「営利事業所得税非独立企業間移転価格監査準則」の違反による追徴及び罰則を避けるため、移転価格の関連法令規定に従っていない場合、直ちに管轄税務機関に更正申告し、自ら追加納付するよう注意喚起している。</p>
公表日	2014/9/30

公表元	財政部中区国税局
テーマ	営利事業者が保険金を受取る場合、営利事業所得税の申告に収入として含めなければならない
公表内容	<p>財政部中区国税局によると、営利事業者が付保する保険について事故が発生し、営利事業者が保険会社から保険金を受取る場合、当該保険金の受取時に当期の非営業収入に計上しなければならない。</p> <p>中区国税局の説明によると、当局が2012年度の営利事業所得税確定申告案件を審査した時、一部の営利事業者で保険金収入の申告が漏れていることを発見した。そのうちの一社では、漏れた保険金収入が約120万円あったことから約20万円が追徴され、かつ所得税法第110条により約14万円の罰金を受けた。当局は、営利事業者が保険金を受取ったら収入として申告しなければならず、もし同一事実により賠償損失が発生した場合、後日に証明資料の提出が困難になることを避けるため、規定に従って記帳し関連証明資料を保存しなければならないと注意喚起している。2013年度の営利事業所得税の申告は完了したばかりであるため、営利事業者は自ら保険金収入の申告漏れがあるか否かを再度確認すべきである。また、もし2012年度に収入の申告漏れがある場合、2013年度に2012年度の未処分利益の申告する時、当該申告に含まれているか否かを確認すべきである。もし申告していない場合、税務機関の調査が行われる前に追加申告または更正を行うことにより、申告漏れにより処罰を避けることができる。</p>
公表日	2014/9/24

公表元	財政部中区国税局
テーマ	営利事業者の顧客への贈与品は、一旦資産に計上してから費用に振替える必要がある
公表内容	中区国税局苗栗支局によると、営利事業者が贈与品を購入し顧客に贈る場合、

	<p>財務部 1976 年 12 月 17 日台財税第 38342 号令により、購買時に一旦資産に計上し、顧客の引換え時に費用に振替えなければならない。</p> <p>当局の説明によると、営利事業者がサンプル品及び物品を贈与品として購入する場合、営利事業所得税審査準則第 78 条第 2 款第 6 目により、統一発票または通常の領収書を証憑として入手し、実際に贈呈する時に同条第 7 目から第 11 目までの規定により関連資料を作成する必要がある。サンプル品を贈呈する場合、受贈者からサンプル品の品名、数量を記入した領収書を取得する。販売商品に付属する贈与品の場合、販売時の発票に贈与品引換え済みの押印をし、贈与品支出日報表を作成する必要がある。販売された商品の空箱を返送すると贈与品と引き換えられるようなキャンペーンについては、買受人が返送した空箱の封筒及び引換え明細リストを証憑とする。小分け包装した贈与品を消費者に贈呈する場合、発送者が署名した贈与品日報を領収書の代わりとすることが可能であり、もし賞金、賞品または贈与品を贈呈する場合、贈与記録及び受取人の氏名、住所及び署名または押印済みの領収書が必要である。そのほか、贈与品がすでに送付されたかということも確認する必要がある。期末にまだ発送されていない場合、贈与品の棚卸資産に振替える必要がある。</p> <p>当局は、贈与品の費用計上は、贈与品を送付済みか否かによるということに注意喚起している。もし営利事業者が贈与品を購入時に資産に計上しておらず、送付時も上記のように処理せずに直接費用に計上している場合、税金の追徴及び罰則を避けるため、期末に未送付の贈与品を棚卸資産に振替し、関連費用を減額しなければならない。</p>
公表日	2014/9/16

公表元	財政部中区国税局
テーマ	営利事業者の年末賞与支給における、費用の期間配分の認定について
公表内容	<p>財政部中区国税局によると、一般企業が従業員を激励し、業務上の苦勞を慰勞するために、営業年度が終了し決算により利益が出る場合、従業員賞与または配当を支給する、または事前に従業員との間に年末賞与の支払基準を約する場合があります。営利事業者が年度の営利事業所得税の決算申告を行う場合、会社損益計算に影響するため従業員年末賞与費用の期間配分には注意が必要である。</p> <p>当局の説明によると、所得税法では従業員賞与は給与に該当し、発生主義を会計を採用する営利事業者では、当該賞与について定款に記載するもの、株主総会が事前に決議するもの、会社が従業員との間に事前に約定し支給標準を明確に定めたものについては、決算前に実際に支払ってはいないものの、権利義務が発生しているため、当期の決算に未払費用として計上する必要がある。但し、このような賞与について決算前に上記の権利義務が発生しておらず、翌期に決定して支払う場合、翌期の給与費用として計上すべきである。</p> <p>当局がある会社の 2012 年営利事業所得税の確定申告案を調査したとき、当該</p>

	<p>会社の売上が伸びていないにも関わらず、直接労務費、間接労務費及び給与費用が約 2,000 万円も増加し、未払費用も約 2,000 万円が増加していることを発見した。調査の中で、1,500 万円は未払の従業員年末賞与として計上されていたが、年度決算前に会社定款、株主総会事前決議または会社と従業員との事前約定により年末賞与を支給することに関する証明を提示できなかったため、当該未払年末賞与の費用を否認した。</p> <p>当局は、各年度の損益状況を忠実に反映し、正しく営利事業所得税を申告するために、営利事業者が従業員年末賞与を支給する場合は、費用計上の期間配分に注意する必要があると呼びかけている。</p>
公表日	2014/9/8

公表元	財政部台北国税局
テーマ	外国人が我が国に居住し、取得した我が国の源泉所得については、非居住者として源泉徴収すべきか、もしくは居住者として源泉控除すべきか。
公表内容	<p>財政部台北国税局によると、最近多くの会社から寄せられる質問で、外国人が我が国に居住し、取得した我が国の源泉所得について非居住者として源泉徴収すべきか、もしくは居住者として源泉控除すべきかというものがある。</p> <p>当局の説明によると、外国人が我が国に居住し、源泉所得について非居住者として源泉徴収すべきか、もしくは居住者として源泉控除すべきかは、源泉徴収義務者が当該外国人のパスポートのビザまたは居留証に記載する居留期間により判断し、職務または仕事の関係で許可された居留期間が一課税年度内に 183 日以上の場合、当初から居住者の源泉税率に基づき源泉徴収する。但し、もし途中出国したまま再入国せず我が国での居留が一課税年度内に 183 日に満たなくなる場合、「非居住者」の源泉税率で源泉税額を計算し、それまでに納付済みの源泉税額との差額を追加納税する。</p> <p>外国人のパスポートのビザに記載される居留期間が 183 日を超過しない、または外国人が一課税年度内に 183 日以上を居留を証明する居留証を提示しない場合、源泉義務人は非居住者の源泉税率に基づき源泉控除する。そして、当該外国人の一課税年度内の居留日数が 183 日を超過した時に居住者の源泉税率に変更し、年度の確定申告時に当該源泉控除された税額を控除する。</p> <p>当局は以下の例で説明する。甲社は外国籍の従業員 A を雇用し、その居留証の発行日付は 2014 年 2 月 1 日、居留許可期限は 2015 年 7 月 31 日までとし、甲社が従業員 A に給与を支給する場合、その源泉徴収の方法は以下の通りである：</p> <p>一、従業員 A の 2014 年 2 月から 12 月までの給与所得については、各類所得源泉控除率標準第 2 条に基づき、従業員 A を中華民国国内居住者の個人となる。従業員 A は、月給総額から給与所得源泉徴収弁法による源泉徴収税額表に基づき源泉徴収する方法、もしくは月給総額の 5% を源泉徴収す</p>

	<p>る方法のいずれかを自ら選択する。</p> <p>二、従業員 A の居留証に記載される 2015 年度の滞在日数は 183 日を超過しているため、当初から居住者の源泉税率で源泉控除することになる。もし従業員 A が 5 月に出国してそのまま再入国しないこととなった場合、従業員 A の実際の居留日数は 183 日未満となるので、「非居住者」の源泉率で源泉税を計算し、それまでに納付済みの源泉税額との差額を追加納税する。</p>
公表日	2014/10/16

公表元	財政部高雄国税局
テーマ	営利事業者が購入した商品を自社使用に転用する場合、購入原価で費用に振替えなければならない
公表内容	<p>財政部高雄国税局によると、管轄内のとあるスーパーマーケットが調理肉の試食販売を行ったところ、当該食品の購入価格に粗利益をプラスした後の金額で、みなし売上として統一発票を発行し、同額の広告費を計上していたため、費用過大計上の状況となっていた。</p> <p>当局の更なる説明によると、営利事業者が販売する自社の製品、輸入品、購入商品を自社使用または無償で他人に譲渡する場合、時価により統一発票を発行するとともに売上額を申告することになるが、帳簿上では製品、輸入品、購入商品の実際原価で資産または費用に振替え、時価での計上は免除される。そして、当期所得税の確定申告の際、当該発行した統一発票の売上額を営利事業所得税確定申告書内の営業収入調整表において減算することになる。</p>
公表日	2014/10/14

公表元	財政部南区国税局
テーマ	会社が負担する従業員の健康診断費用は従業員の給与所得とすべきか
公表内容	<p>嘉義の李さんからの電話質問で、会社が負担する従業員の健康診断費用は従業員の給与所得とすべきかというものがあった。</p> <p>南区国税局によると、職業安全衛生法第 20 条第 1 項により、雇用主は従業員に対して以下の健康診断を実施すべきである：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、雇用主の従業員雇用時における「体格診断」 2、在職の従業員に対する「一般健康診断」、「健康を特別に害する作業に従事する作業員に対する特殊健康診断」及び「中央主管機関指定の特定対象及び特定項目の健康診断」。「一般健康診断」とは、雇用主が労工健康保護規則第 11 条に基づき、在職従業員に対して定期的に一般健康診断を実施するもの(65 歳以上は毎年 1 回、40 歳以上 65 歳未満は 3 年に 1 回、40 歳

	<p>未満は5年に1回)。 国税局の更なる説明によると、会社負担の健康診断費用について、従業員の雇用時の体格診断及び職業安全衛生法によらずに支給または給付するその他の健康診断費用は、上記第2項による場合を除き、従業員が職務上取得する手当に該当するため、従業員の給与所得として総合所得総額に加算し課税されることになる。</p>
公表日	2014/10/2

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

手続期日		手続内容
自	至	
1/1	1/31	各種源泉徴収及び源泉徴収免除票、利益配当票、信託財産の各所得票資料申告 (毎年1月に3日間以上の連続休暇がある場合、申告期間は2月5日までに延長)
2/1	2/28	資産再評価申請(暦年制を採用する場合)
2/1	2/10	小規模営業人の第4四半期(前年度の10-12月)の営業税納付
5/1	5/31	営利事業所得税確定申告、株主税額控除可能口座変動明細表及び前年度の未処分利益の確定申告
5/1	5/10	小規模営業人の第1四半期(1-3月)の営業税納付
8/1	8/10	小規模営業人の第2四半期(4-6月)の営業税納付
9/1	9/30	1. 営利事業所得税の中間納税申告 2. 小売棚卸計算法の使用申請 (暦年制を採用する場合)
11/1	11/10	小規模営業人の第3四半期(7-9月)の営業税を納付
毎月 1日	毎月 15日	毎月を一期として営業税申告する許可を受けた営業人が、前期(前月)の売上額、要納付税額または還付税額を申告
奇数 月の 1日	奇数月 の15 日	営業人が前期(前2か月)の売上額、営業税要納付税額または還付税額を申告
会計年度終了 前1か月以内		新規設立営利事業者の青色申告書使用の申請

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY 台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司及び財團法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、www.ey.com をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young, Taiwan
All Rights Reserved.

APAC no. 14001

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.ey.com/taiwan